

研究ノート

ハンナ・アーレントの政治哲学

国家と個人 —— 政治的自由の体現者—松井やよりの仕事

志水紀代子

Hannah Arendt's Political Philosophy
State and Individual—The Work of Yayori Matsui
Who Embodied Political Freedom

Kiyoko SHIMIZU

要約

2002年12月27日に、「女性国際戦犯法廷」の生みの親ともいうべき松井やよりが他界した。68年と8ヶ月の生涯は、アーレントが心臓発作で亡くなった69歳とほぼ同年齢である。訃報に接して、この二人の生き抜いた生涯時間が重なることに深い感慨を覚えずにはおれなかった。アーレントが期待し、人びとに託してきた「活動」を、松井がその生涯をかけて文字通り体現してきたのではなかったかと常々考えてきたからである。

すでにこの紀要の連載——ハンナ・アーレントの政治哲学(8)において、松井が提唱し、その後韓国の挺身隊問題対策協議会(挺対協)の共同代表であったユン・ジョンオクほか被害国の活動女性たちの協力をえて、国際実行委員会を発足させ、実現を見ることのできた「女性国際戦犯法廷」についてはあらましの紹介をしてきた¹⁾。

だが、松井が推進し、世界の女性たちのネットワークによって実現してきたことを、私自身の研究テーマであるアーレント論のなかで検証してみる仕事は残されたままである。現今の緊迫した状況のなかで、彼女が闘ってきた当の相手である「国家(State)」について考えるとき、改めてアーレントがすでに半世紀以上もまえにその実態を問題化し、警告を発し続けていたことに思い至る。今回は松井の活動の軌跡をアーレントに則して検証し、これからのフェミニズムの課題について考えていきたいと思う。

時間的なこともあって十分にまとめられなかったので、今回は研究ノートとしておく。

キーワード: 「女性国際戦犯法廷」, ジェンダー正義, トランスナショナル・フェミニズム, 内的自由と政治的自由

松井やよりの生涯

2002年暮れの30日に、渋谷にある東京山手教会で松井やよりの告別式があった。

この国の大手メディアが、松井が記者をしていた朝日新聞は別として、意図的に扱いを小さくしたり、また無視したなかで、海外の反響は大きく、その後1月5日のニューヨークタイムズに訃報記事が写真入りで大きく載せられたほか、共同通信で世界に配信されて世界各国の多くのメディアがこれらを報道した。3月2日に早稲田大学国際会議場で開催された松井の追悼会の資料に、それらの記事のいくつかが紹介されている。HHK——松井とVAWW-NET ジャパン²⁾が原告となって、ETV 2001の放映番組をめぐって提訴している相手——が、もし2チャンネル(関西)で、松井の訃報を放映できる姿勢があったなら、日本の今日の不明朗な政治状況は、はるかに違ったものになっていただろうと、権力と闘うジャーナリストであった彼女の無念を思わずにはいられない³⁾。

2002年10月14日に「辛いお知らせです」とタイトルのついた西野瑠美子の、言葉通り辛い書き出しで、松井のメッセージがVAWW-NETのメーリング仲間に流されてから2ヵ月半余り、松井は自ら末期の肝臓癌であることを明らかにしつつ、その残された時間を、「女たちの戦争と平和資料館」建設のため、また自叙伝執筆のために使うことを表明して、多くの仲間たちにメッセージを送り続けて逝ってしまった。弔辞に替わる決意表明をした5人の友人・知人の言葉のなかに、海外での彼女の愛称に「ドレスを着た正義」と呼ばれたことが披露されたが、オシャレで気さくな未来志向の松井を髣髴とさせることばであった。赤いバラが好きだった松井の祭壇は、赤と白のバラでレイアウトされて、彼女が満面の笑みをたたえている在りし日の写真が柩の上に置かれていた。

彼女は牧師をしていた父母の第一子として1934年に京都で誕生、その後父母は東京に移り、戦後の焼け野原の東京渋谷にバラック建ての山手教会を創設した。彼女はそこで6人きょうだいの長子として成長した。両親は、物理的には無の状態から熱い心と信念をもって人々に呼びかけ、その呼びかけに呼応した人々の熱意と協力とで教会を立ち上げたのだったが、この両親の薫陶を受けて育った彼女の生い立ちは、そのまま彼女の成し遂げた仕事の大きな礎であったのは間違いない。「ドレスを着た正義」は言い得て妙であり、まさに至言である。松井やよりの愛称として、永く記憶されることだろう。

松井が晩年、文字通り命をかけることになった「女性国際戦犯法廷」が、フェミニズムの歴史においてどのような意義をもつかについては、『情況』2003年3月号で松井の追悼論文として大越愛子が書いた「トランスナショナル・フェミニズムの実践としての『女性国際戦犯法廷』——松井やよりさんと共に」に見事に凝縮してまとめられている⁴⁾。大越はここで、20世紀のフェミ

ニズムの集大成として、また総括として「女性国際戦犯法廷」を位置付けて、これからの人類の思想的出発点として、2001年12月4日にこの法廷の最終判決であるハーグ判決で示された「ジェンダー・ジャスティス」(gender justice)が如何に重要であるかを取り上げている。

「せめてあと10年ぐらいは生きたかったのに、闘い半ばで倒れなければならないとは、あまりにも突然の、まるで天災のような悲運ですが、これも、68年間の人生を激しく生きた私に早めの休息を与えて下さろうという神様の摂理かも知れないと、何とか平静にこの残酷な運命を受けとめています⁵⁾」と松井自らが述べているように、人びとを大きな渦に巻き込んで激しく駆け抜けていった彼女が残していったものを、私は今回、90年代のアメリカのフェミニストが再評価したアーレントの今日的意義に照らしつつ、大越の論文をベースに、ふり返ってみたい。

90年代のフェミニストによるアーレントの再評価

既に述べてきたことだが、90年代のアメリカで、フェミニストによるアーレントの再評価が積極的におこなわれるようになり、彼女の没後20年にあたる95年を前後して、空前ともいえるアーレント関連の著作が刊行された。そうした中で、これまでの思想にフェミニストからの再解釈を行なう画期的な論集がアメリカで刊行され、そのシリーズの3冊目にアーレントが取り上げられたのである。“Feminist Interpretations of Hannah Arendt,” (Edited by Bonnie Honig: The Pennsylvania State University Press, 1995) (邦訳：岡野八代・志水紀代子共訳『H・アーレントとフェミニズム——フェミニストはH・アーレントをどのように解釈してきたか』2001年 未来社)がそれである。1994年に刊行を開始したこのFeminist Interpretations論集のシリーズは、カント、ヘーゲル、キルケゴール、デカルトほか、多くの重要な思想家を網羅しているが、アーレントについてのこの書は、70年代のフェミニストが評価し、また批判したのとは違った斬新な彼女の切り口を呈示し、21世紀のフェミニズムの新しい方向を示唆する基本図書として注目され、邦訳の方も今春重版されたばかりである。

この中で90年代のフェミニストである著者たちは、70年代のフェミニストがこだわった『人間の条件』(1958年)のみならず、アーレントの初期の伝記作品である、『ラーエル・ファルンハーゲン：あるユダヤ人女性の生活』(1974年)、名著として名高い『全体主義の起原』(1951年)、『パリアとしてのユダヤ人』(1978年)——ユダヤ人のイシューとシオニズムをとくに取り上げたいいくつかの論文が収められている——、『革命について』(1963年)、『共和国の危機』[日本版タイトルは、『暴力について』](1972年)、そして近代革命、政治的創設とその維持についてのアーレント理解が述べられている『過去と未来のあいだ』(1968年)、同時代を生きた思索家について言及した『暗い時代の人間』(1968年)、人間の行為と精神能力に関するアーレントの後期の省察が述べられた最後の未完の大著『精神の生活』(1978年)など、こうした多様な資料を駆使して、当面している困難な状況に多様な方法論とアプローチで対応していくのである。

編者のボニー・ホーニッグは、日本語版の序において次のように述べている。

私は、これらのエッセイの著者たちが取り上げているそれぞれの主題が、その訴えのなかで普遍的なものとなっていることを願っています。すなわち、どのようにひとびとに活力を与える（エンパワメントする）か、どのようにして、周辺に追いやられるひとびとをこれ以上増やすことなく、もっと多くのひとびとを受け入れ、またより多くのアイデアを取り入れていくのか、またわれわれが行使し、またわれわれに降りかかってくる、20世紀末の今日におけるわれわれの日々の生活に影響を与えているさまざまな力をどのように考えるべきか、また次世代に対して、どのようにして理論や実践を導きうるフェミニズムのクリティカルな（物事を批判的に読み解く）力を形成していくのかといったような事柄です。

この本のなかでわたしは、これら全ての問いかけについて、ハンナ・アーレント自身が経験したこと——ドイツのナチス政権下、またフランスのヴィシー政権下で、ユダヤ人として体験したこと、また、アメリカ合衆国で難民として体験したこと——をもとに、詳しく検討しました。アーレント自身は民族、人種、性のアイデンティティの問題は、私的な問題であって、決して政治的な問題ではないと強く主張しました。しかしながら、この本に寄稿した著者たちはすべて、アーレントの仕事のなかに、彼女が民族、人種、そしてジェンダーのアイデンティティに関連する政治的な領域と何とか折り合い（ネゴシエイト）をつけようとしていた明らかな軌跡を残していることを見いだしています。

アーレントにとって、国民的アイデンティティはまったく別個の問題で、それが政治に関連したものであることは明らかでした。彼女は初期の仕事である『全体主義の起原』のなかで、国家によるシチズンシップの保証のない一種の自然状態のなかで、個々人は裸のままで彷徨い、無防備な状態にさらされていることを論じています。政治理論の分野のなかで人間が本来持っているといわれる自然権についての議論が延々とくり返されていますが、それはただ人間の諸権利が、実のところ常に公民権でしかなく、所属する国家の認定と保護がないと保証されないという限界を覆い隠しているにすぎません。このように、国家に属さないということは、人間以下であるということ（強調—引用者）なのです。およそ50年経った今日でも、国家は世界中でいまだにもっとも強力な制度のなかの一つであります。それに対して人権は、現在のところまだそれが存在するためには、公式の国際機関だけでなく、人権を基礎にした一つの国際的な共同体や数百にものぼる NGO による社会的活動に頼らなければなりません。これらの組織はすべて、国家による権利と特権の分配に対して国家自身が責任（アカウンタビリティ）を負い続けるように監視しています。それと同時に、諸権利についての様々な考え方は、文化を越えた接触を通してますます広がります⁶⁾。（強調—引用者）

改めていまこの序を読むと、現今の世界情勢、その敵対する構図があまりにもリアルで緊迫していることもあって、書かれた文言が一層切実に現実味を帯びてくる。「国家に属さないという

ことは、人間以下であるということ」(強調-引用者)は、パレスチナ自治区に生きる人びとの惨状そのものであり、周辺国家に分断され、いままたアメリカのイラク攻撃に巻き込まれたクルド人、その他中南米、アフリカの人々を視野に入れつつ、N・チョムスキーがあっさりと言ってのける「メディアが取り上げない第三世界の国々で日常的に起こっている事態」が思い浮かぶ⁷⁾。

そしてホーニグは、「国家は世界中でいまだにもっとも強力な制度のなかの一つであり」、それに対して「人権は、現在のところまだそれが存在するためには、公式の国際機関だけでなく、人権を基礎にした一つの国際的な共同体や数百にものぼる NGO による社会的活動に頼らなければなりません」とも述べているが、現今の状況は、それを地で行くものである。

9.11 を体験して以降のわれわれは、「テロとの戦争」という、これまでの国際法では対応できない事態に遭遇している。これまでの国家間の戦争という概念に立脚して組み立てられてきた国際法そのものがいかに西欧中心主義で不完全なものであったかを思い知らされる。このような事態に直面して、改めてアーレントが問題としてきたこれまでの国民国家の矛盾が、一挙に露呈するのを目の当たりにすると同時に、いま世界の各地で波状に起こる大規模な反戦デモに、改めて、このような市民の台頭をアーレントが期待していたのだろうかと思わせられるのである。そして、そうであるなら、そこから先に何をすべきなのかを、考えざるをえない。覇権国家、なかんずくブッシュ政権のアメリカ合衆国は、巧妙に世論を操作し、戦争を仕掛けていく。操作される国民とは、果たして誰なのか。国民と市民とはどのように区別できるのか。

アーレントの「国民」(the nation) とは

アーレントの 1930 年 - 54 年にかけての政治思想の草稿集が昨年 10 月に翻訳出版されたが⁸⁾ ここには激動の 20 世紀に翻弄されて生き、その思索の跡が、後に集大成されて、代表的な著作『全体主義の起源』『人間の条件』『精神の生活』の市民社会の形成に大きな影響をもたらした政治哲学者としての彼女が、自らの体験を踏まえて思索したさまざまな草稿が収められている。その中に、書評として 1946 年に書かれた「国民」(the nation) の一文がある⁹⁾。

アーレントはこの書評のなかで、国家と国民と市民について、次のような区別を行なっている。……「ある人民がその歴史に応じて自己を意識する」ときその人民は国民となる。そうしたものとして、国民は過去の労働の産物であり、歴史が形跡をとどめている土地に帰属している。国民はそこでひとが生まれた「環境」を代表し、生まれのゆえに人びとが属する閉じた社会を代表する。他方、国家は開いた社会であり、その権力が法を保護し、法をつくりだす領土を支配する。国家は、法的体制としては、国民への帰属(ナショナリティ)の如何にかかわらず市民(シティズン)だけを知っている。国家の法的秩序はその領土に住むことになったすべての者に開かれている。……¹⁰⁾

アーレントはここで、国家と国民を区別し、法的体制としての国家は市民のみを知っているの

であって、国民に帰属しているかどうかの如何にかかわらず、国家の法的秩序はその領土に住むことになったすべての者に開かれていることを明らかにしている。

さらに彼女は、続けて次のように述べている。「ナショナリズムは、本質的に国民による国家の征服を意味する。これが国民国家の意味である¹¹⁾」(強調-引用者)と。このことばは重要な意味をもつ。そして、以下に述べられていることは、特に日本の国家神道をも髣髴とさせる重要な指摘であり、今回は詳述できないが、子安宣邦が『鬼神論』(白澤社、2002年)において追究している「軍神」や「英霊」がなぜ鬼神にすりかえられたかという、為政者が国家を統治していくために巧みに利用する祭祀共同体という問題と、日本の近代国民国家の接点が浮かび上がってくるのである。ここでアーレントは次のように述べている。

国民による国家の征服は国民主権の宣言をもってはじまる。それは国家を国民の道具へと変える第一歩だった。その歩みは、ついには国家のすべての法と法制度をそれ自体国民の福祉の手段と解するような全体主義的なナショナリズムの形態へといたった。それゆえ、私たちの時代の悪を国家の神格化に見ることは大きな誤りである。神と宗教が伝統的に占めてきた地位を奪ったのは国民の方なのである¹²⁾。(強調-引用者)

そして彼女は、この後に、さらに次のように続けている。

19世紀のリベラルな個人主義がこのような「国民による」国家の征服を可能にした。国家はバラバラの諸個人に、アトム化した社会に統治を及ぼすと考えられた。つまり、アトム化それ自体から社会を保護することを国家は求められるようになったのである。他方で、近代国家はその高まる集権化への傾向によって、政治的な生を完全に独占した「強い国家」でもあった。集権化する国家と原子化する(個別化した、リベラルな)社会との齟齬は、国民感情(強調-引用者)——それだけが国民国家の諸個人間の有効な、生ける紐帯であることが判明した——という強固なセメントによってのみ繋ぎ合わせることができた。国民主権が個人主権のモデルに倣って形成されたように、国民国家としての国家主権は「国民を」代表し、(その全体主義的な形態において)両者を掌握するものだった。国民によって征服された国家はすべての個人がその前に屈しなければならない一人の超個人となった¹³⁾。

言うまでもなく、ここで述べられているのは全体主義化した国民国家の実態である。1946年に著されたこの書評は、後の『全体主義の起源』の国民国家批判につながっていく。それにしても、アーレントが50年以上も前に述べていることが、そのまま21世紀の今日の我々の状況であることに、慨嘆を禁じえない。「神と宗教が伝統的に占めてきた地位を奪ったのは国民の方なのである」と述べるアーレントは、大衆社会を鋭く批判している。大衆化した国民が、再び市民として、市民共同体の担い手として登場してくるための市民権(citizenship)を、いまわれわれはハーグ判決のなかから見つけることができないだろうか。松井の足跡を辿りつつ、奇跡的とも言い得る「女性国際戦犯法廷」の意義を次に述べておきたい。

「女性国際戦犯法廷」の意義

先述したとおりハンナ・アーレントの政治哲学（８）の（上）（下）において、この「女性国際戦犯法廷」（以下「法廷」¹⁴⁾）は、加害国の女性によって提唱された自国政府の戦争犯罪を被害国女性たちといっしょに告発し、断罪するという画期的な試みであり、この日本ではメディアの自己規制によって殆ど抹殺に等しい扱いを受けたにも関わらず、これに反して他方、世界のメディアによって大きく注目され、高い評価を受けた。フェミニズムが単なる女権拡張のイデオロギーではなく、思想として重要であることを見通して、かつて『フェミニズム入門』（筑摩新書 1996）を著し、フェミニズム思想についてその歴史を体系的に紹介した大越愛子は、今回さらにその延長線上に「法廷」を位置付けて、文字通り、これまでの人類の新しい共生のカギを、その中に見出していこうとする。

彼女は先に紹介した「トランスナショナル・フェミニズムの実践としての『女性国際戦犯法廷』——松井やよりさんと共に」の冒頭で、シモーヌ・ヴェーユの『重力と恩寵』のなかから次のことばを引用する。

「この世界において、次第次第に、効果のある非暴力をもって、暴力にかえていくように努力すること¹⁵⁾」。この中の「効果のある非暴力」をキーワードとして彼女はこの「法廷」の仕掛け人である松井やよりが行なってきた活動を検証していくのである。

大越は松井の次のことばを引用している。

「世界の女性たちは反戦の声を上げている。テロは国際犯罪として国際司法の場で裁くべきであり、軍事行動で対応すべきでないという女性たちの正義を求める声もある。アフガニスタンの女性たちは、タリバン政権の女性差別に抵抗していたが、米国が数千人のアフガン民間人の犠牲のうえに作った新政府の北部同盟に恐れと怒りを表明している。まさに何万人も殺害し、7歳から70歳までの女性を手当たり次第に強かんした北部同盟の指導者たちが、裁かれもせずに閣僚におさまっていることを問うている。東チモールから〈女性国際戦犯法廷〉に参加した女性法律家たちは、インドネシア国軍や民兵の性暴力を裁く法廷を開くのに参考にしたいという。

民間人への虐殺行為、とくに女性に対する暴力の責任者を裁くことはいままさに必要であり、国家がそれをしないなら、〈女性国際戦犯法廷〉のような民衆法廷が各地で開かれるべきなのだ。世界各地の女性たちが判決に関心を示しているのは、このような世界の軍事化の時代に抵抗する一つの道をさし示しているからである¹⁶⁾」（強調—引用者）

この個所は、まさにフェミニズムが「20世紀最大の革命思想」であることを明言している個所だといえないだろうか。従来の国際秩序を根本的に問い直す視点であることは間違いないだろう。イラク空爆の引き金を引いたアメリカのブッシュ政権に対して、真正面からそれに反対して発せられることばである。松井はかつてある国際シンポジウムの席上「加害国の立場でわたした

ちが自国に対してやっていることを、アメリカのフェミニストにも見習って欲しいわよ。」と言ったことがある¹⁷⁾。いかにも彼女らしい国境の超え方というべきかも知れない。自国政府のナショナリズムやレイズムを超えたところで求められる「正義」とは何かを、彼女は信念として明確に持っていたのである。

アーレントが『イエルサレムのアイヒマン——ある陳腐な悪についての報告』において、決してユダヤ人のためにもイスラエルという国家のためにもレポートを書くことがなく、そのためにユダヤの同胞から轟々たる非難を浴びたことは有名な話だが、松井もまた「意識的パーリア」として敢然とこれを実践した。先に述べたNHK提訴はひとつの象徴的なステップである。この立場はまた、生成文法理論を提唱して言語世界に革命をもたらした世界的な言語学者であるN・チョムスキー(Noam Chomsky)、(彼もまたユダヤ人であるが)がいきみじくも反戦集会で彼がこれまでの実践活動について体験を語るときのそれと重なっている。常に少数派(マイノリティ)であることを自覚しつつ「アメリカの悪口ばかり言うといわれるが、それはアメリカが最強の国だからだ」と彼はいう。そしてまた「私は、アメリカとロシアの二国はアフガニスタンに対して援助を行なうべきではない、賠償金を払うべきだとかんがえます。この二国は過去二十年間、アフガニスタンを破壊し、荒廃に追いやってきました。そういう行為をしたものは、賠償金を払う必要があります。援助を与える資格はありません。¹⁸⁾」と。かれは、その講演のなかで、人びとが国家のことについて発言しだしたのは、70年代にフェミニズム運動が盛んになってからだとも述べているが、恐らくチョムスキー自身のなかに、松井やアーレントと共有できている視点があるからであろう。その視点こそ、大越が論文のタイトルにしているトランスナショナル・フェミニズム(transnational feminism)ということであり、戦争が凶悪な犯罪以外の何ものでもないことを、鋭く見抜く地球的視点であるといえるのではないか。現今の、この国家エゴが剥き出しになった暴力的な情況に抗して、インターネットを通して連帯している世界各国の国民ならぬ市民が、何百万人もピースウォークでアピールをしていく事態は、文字通り「新しい波」と呼んで間違いなだらう。環境問題も政治問題も、あらゆるものがいまや国境を越えて地球規模の視点で判断していかざるをえないことを、人びとは知ったのである。それは、国際政治の場で、政治家が単なる自国の国益や企業の利益のために駆け引きすることに対してプレッシャーをかけ、また大きな支援のバックアップをすることにもなっているのである。国境は、市民によってこそ越えられるのであり、市民がそれを担っていかなければならない。

ベラルーシのジャーナリストであるS・アレクシェービッチ(Svetlana Alexievitch)の視点にもそれは通じている。彼女は「小さき人々」のすぐ傍らにいて、その眩きに耳を傾け、それを書きとめていく。それらのつぶやきが、虚構の抑圧国家を突き崩していくことを願って、彼女はいう。「悪魔がいるなら炙り出してやらねばなりません。自分は誰にも見えていないなどと思わせないように……¹⁹⁾。」そして、国家が召集し、戦場に駆り出した元兵士が帰還して見れば、強権をもって彼を戦場に送り出した責任を負うべき国家はもはや消滅し、戦争の傷跡が母と息子の

絆を断ち切ってしまう非情さを、「アフガン帰還兵の証言」（1989年）で、また目に見えない放射能汚染によって未来世代が蝕まれていく危機的状况について「チェルノブイリの祈り——未来の物語」（1997年）で、戦争の無意味さを「ボタン穴から見た戦争」（1985年）で、市民自らの語りに託して不気味に浮かび上がらせるのである。彼らはいずれも、「小さき人々」であり、彼女はいつもその隣にいる。

松井もまたそうした一人であった。彼女の生涯の大きな仕事になった「法廷」について、大越は次のように述べている。

国家に加えられた暴力に対して暴力で応え、国家の「正義」を守るというアメリカ政府の軍事主義の宣言と、暴力の循環を断ち、ジェンダー・ジャスティスを提起するハーグ判決は両極にある。この両極にフェミニストたちが分裂しているということは、実にフェミニズムそのものが、今重大な岐路に直面しているということを意味する。つまり一国主義的軍事主義に加担し、フェミニズムもまたナショナリズムに回収されていくことを認めるフェミニズムと、一国主義の枠組みを超えた国際的なネットワークの中で暴力の循環を断つための暴力の処罰化をめざし、従来の「国家」「歴史」「法」の概念を洗い直し、「正義」の新たな枠組みとしてのジェンダー・ジャスティスを提起するフェミニズムである。

この両者が安易に並存することはできない。後者は前者を「帝国のフェミニズム」と批判し、むしろその解体をもくろむからである。「女性国際戦犯法廷」は、まさにフェミニズムのナショナルな枠組みを突破して、軍事主義を裁く実践であったといえるだろう²⁰。

いうまでもなくここで国家に帰属することを自覚しているものに問われているのは、国家に回収される国民として、ただ国家と運命を共にするだけなのか、それとも国家の軌道修正をしていく市民として、国民の域を越えることができるのかの選択なのである。そしてこの選択が、二項対立の図式の中で行なわれなければならないものなのか、そうではなく、新たな基準に基づいたそれなのかが問われているのである。

先に挙げた地球規模の反戦デモは、明らかに市民のそれであって、国家に従属する国民のそれではない。その共同体に属する個々人の政治的自由は、全体主義的な国民国家の枠組みを超えようとする人間の自由の問題なのである。このような政治的自由を体現していたのが松井その人であった。

つぎに、行動の人であった松井自身が、その自由の体現者として「法廷」を開廷し、奇蹟を実現したことを、三浦隆宏のアーレント論文に則して跡付けてみたい。

三浦論文「全体主義以後の自由論 —— H・アレントの 「政治的な自由の概念」をめぐって²¹⁾」

ちょうど西野瑠美子がVAWW-NETニュース「辛いお知らせ」で、松井のメッセージを知らせて間なしの去年10月半ばに、愛媛大学で開催された関西倫理学会第53回大会で、アレントの自由論の発表を聴く機会があった。新進気鋭のアレント研究者である三浦隆宏（阪大大学院）の「全体主義以後の自由論 —— H・アレントの「政治的な自由の概念」をめぐって」と題する報告は、学会発表ということで控えめながら、しかし暗に今日的な閉塞状況を全体主義的な状況として把握しつつ、この状況を越える「あるべき自由」に熱く迫っていた。単にアレントの政治理論を解釈し、批判するのではなく、自らの問題意識をもって、今日的状況を切り拓くためのヒントを、彼女から引き出していると、そのように受けとめた私は、発表に共感し、会場からエールを送った。

三浦論文は、アレントの政治理論の重要なテーマが「自由と政治」であったこと、しかもそれは、第3帝国の時代、生活の全領域を一貫して否認する全体主義を人びとが経験したあと、自由を政治から分離しようとする方向に人びとが傾斜していた戦後社会の傾向に逆らって、あえて自由を政治へと結びつけようとするものであったところから、そのようなアレントの思考が、一体どのような道筋を辿るものであったかを問いかけ、そこから彼女独自の自由論を読み解き、説得力ある論旨でそれを解説している。そしてこれまでの哲学においては、アリストテレスの瞑想が重んじられ、また「内的自由の絶対的優位に対するもっとも説得力ある論拠」としてエピクテトスの「みずからの望むままに生きるものこそ自由である」という定義が自由の定義とされてきたが、それをアレントは、後から「発見された」派生的な自由であると述べる。アレントのかかる理論展開に従いつつ、そのような「内的自由」すら奪った第三帝国時代の全体主義国家のイデオロギーとテロルによる支配とはどのようなものだったのか、また人々がなぜそれにかちめとられていったのかを明らかにしている。さらに「内的自由の正当な起源がいかなるものであれ、……内的自由は歴史的に見て比較的あとの現象であって、もとはといえば、人々が世界から疎遠になった —— 世界性の経験が自己の内部の経験へと転換された —— 結果生じたものである」というアレントの言葉を引用しつつ、アレントが「内的自由」を、「本来的な自由から派生した自由」として捉えていたことを明らかにする。そして、他者との交わり —— 「政治的自由」こそが彼女の本来の自由であること、政治的自由は「選択の自由」とも「意志の自由」とも無縁で、それは「活動の属性」であることをアレントが明らかにしていることを紹介するのである。そして三浦論文はアレントの『過去と未来の間』から、次の言葉を引用する。

自由は、(中略) おなじ状態にいる他者とともにあることを必要とし、さらに、他者と出会うための共通の公的空間、いいかえれば、自由な人びとだれもが言葉と行ないによって自

分自身を挿入できる政治的に組織された世界を必要とした。(BPF: 148)

そしてこの論文の最後で、彼は、アーレントの「活動」の概念が、ギリシャ語とラテン語のそれぞれが持っていた意味に由来し、「自由であること」と「新しいなにかを始めること（そして、それを成し遂げること）」とを相互に結びつけてアーレントが定義づけていることに言及している。彼の論文からその最後の個所を引用したい。

そして、この（新しいなにかを始めること）としての自由という点に、われわれがこの〈自由〉を「全体主義以後の自由論」として位置づける理由がある。……全体主義には、テロルの執行による〈運動法則の徹底性〉とイデオロギーによる〈論理的過程の一貫性〉という大きな特徴があるのだが、アレントは活動によって人びとは〈法則〉や〈過程〉に服しながらも、その内部でそれに抵抗することができると考えているのである (cf. BPF: 168)。なぜなら、活動は「人間関係の『網の目』」(HC: 183) という環境のなかでおこなわれるのであるが、「この環境のなかでは、ひとつひとつの反動 reaction が一連の反動 a chain reaction となり、ひとつひとつの過程が新しい過程の原因となる」(HC: 190) というぐあいに〈際限なく〉活動は進行してゆくのであって、結果として活動は、「いっさいの制限を解き放ち、いっさいの制限を突破する」(ibid) ことができるのである。

活動によって実現される、この〈まったく予期せぬもの〉としての結果は、たとえ「出来事 of 自然的な連鎖、自動的な過程をさえざるものとして現れる」(BPF: 168) ものであったとしても、それはもはや「奇蹟」と呼ぶにふさわしいもの……であるかもしれない。だが、この「奇蹟」は「超自然的な出来事」や「神的な主体」……によってもたらされるものではなく、人びとが自分たちの力でもたらすものであるとアレントは考えていた。……彼女はあくまでも、この人間の力に賭けていたのであった。(強調—引用者)

かつてアレントは「現代の真の苦しみは、全体主義が過去のものとなったときに、はじめて紛れもないかたちで (中略) 現われてくるかもしれない」(OT: 460) と予言していた。それゆえ、〈奇蹟〉にたいする彼女のこの希望は、そのまま現代のわれわれ一人ひとりに強く迫りくるものであるといえるだろう²²⁾。(註略)

複数の個人の一人として

さて、ここで述べられている「活動によって実現される、この〈まったく予期せぬもの〉としての結果」の一つは、松井にとって、いうまでもなく2000年12月の「女性国際戦犯法廷」であったといってよいだろう。文字通りの「奇蹟」であるとも言い得るが、それは、人びとの連帯によって実現をみたことなのである。私が松井をして「アーレントの政治的自由の体現者」と呼

ぶ所以である。松井は決して他者に命じるのではなく、自らが率先して活動し、周囲の人々を巻き込んで大きな渦をつくっていったのである。

先の政治思想論集のなかに、1964年にアーレントが当時の西ドイツの著名なジャーナリストで作家であるギュンター・ガウスと行なった対話「何が残った？ 母語が残った」が収められているが、その最後のガウスの質問に、アーレントが次のように答える場面がある。

ガウス：最後に質問させてください。ヤスパースへの賞賛の辞において、あなたはこうおっしゃっています。「フマニタス（真に人間的なもの）は孤立のなかではけっして得られませんし、作品を公にすることによって得られるものでもありません。それは、自分の生ならびに人格を「公共的領域への冒険」に委ねることによってのみ達成されるものなのです」（原註略）と。この「公共的領域への冒険」とはヤスパースからの引用ですが、それはハンナ・アーレントにとっていかなる意味をもっていますか。

アーレント：公共的領域への冒険の意味するところは、私にははっきりしています。一つの人格をもった存在者として、公共的な領域の光に自分の姿をさらすことです。……

第二の冒険は、私たちが何かを始めるということです。関係性の網の目のなかに、私たちが自分自身の糸を紡いでいくということです。これがどのような結果を生むかは、私たちにはけっしてわかりません。それゆえに、私たちはこういうように仕向けられているのです。「主よ許したまえ。彼らはそのなしたることを知らざればなり」と。これはすべての「行為」について当てはまることです。その理由は単純明快で、それを知ることができないからです。これは一つの冒険なのです。そしてここで、この冒険は人間を信頼することにおいてのみ可能であると申し上げておきたいとおもいます。つまり、なかなかそれとしてイメージを結ぶことは難しいけれども、根本的な意味であらゆる人間が人間的なものに対して信頼をいただくことです。そうでなければ冒険は不可能です²³⁾。

この場面でアーレントが述べていることが、そのまま松井やよりに当てはまることは、「渦に巻き込まれた」多くの人が認めるところではないだろうか。

いま、イラク爆撃が現実化したなかで、フェミニストの戦争に対するスタンスが問われている。彼女はわたしたちに、計り知れない多くの贈り物とともに、大きな宿題をも遺して逝った。「ジェンダー正義」の実現を目指したフェミニストの闘いを、いささかの疲労を感じつつ、これからも続けていかなければ、と、気持ちを新たにしているところである。

註

- 1) 追手門学院大学人間学部紀要 12 号 (pp. 29-41) 13 号 (pp. 59-74).
ハンナ・アーレントの政治哲学 (8) —— 戦争と性暴力 —— ジェンダーの視点から歴史的責任を問う (上) (下) 参照。
- 2) VAWW-NET Japan (Violence Against Women in War Network, Japan) 「戦争と女性への暴力」日本ネットワークの略。アジア女性資料センター代表をしていた松井やよりたちが中心になって、1997 年 11 月に東京で開催された戦時性暴力をめぐる国際会議の後、その主催団体をコアに作られ、1998 年に結成された NGO。2000 年 12 月に東京で開催された「女性国際戦犯法廷」を主催。
- 3) NHK の ETV 2001 の 1 月 30 日に放映された「法廷」の番組内容をめぐって、この取材に全面的に協力してきた主催団体である VAWW-NET-Japan が、番組内容改竄問題で、この放映に抗議し、後に NHK を相手取って、松井と VAWW-NET が原告になり東京地裁に提訴した。今も裁判中である。
- 4) 大越愛子「トランスナショナル・フェミニズムの実践としての『女性国際戦犯法廷』—— 松井やよりさんと共に」『情況』2003 年 3 月号
- 5) 2002 年 10 月 14 日の VAWW-NET ニュース 3646 号
- 6) *"Feminist Interpretations of Hannah Arendt"*, (Edited. by Bonnie Honig: The Pennsylvania State University Press 1995) (邦訳: 岡野八代・志水紀代子共訳『H・アーレントとフェミニズム—フェミニストは H・アーレントをどのように解釈してきたか』2000 年 未来社) pp. 1-2
- 7) 「Noam Chomsky ノーム・チョムスキー」リトル・モア 2002 年 p. 94
- 8) 『アーレント政治思想集成』I II 斉藤純一・山田正行・矢野久美子共訳 みすず書房 2002 年。
原著 *"Hannah Arendt, Essays in Understanding 1930-1954"* edited by Jerome Kohn (Harcourt Brace, 1994).
- 9) 同上 I, p. 285
- 10) 同上 I, p. 281
- 11) 同上 I, p. 281
- 12) 同上 I, p. 282
- 13) 同上 I, p. 282
- 14) 「女性国際戦犯法廷」のことについては、シリーズで出されていた VAWW-NET ジャパン編『日本軍性奴隷制を裁く 2000 年女性国際戦犯法廷の記録』Vol. 1-6 (緑風出版 2000-2 年) が、「ハーグ判決」の全訳が出版されたことで、2002 年に完結している。この法廷記録シリーズは、国内の出版界からも高い評価を得ているが、松井の大きな仕事として今後に残るものである。
- 15) 大越愛子「トランスナショナル・フェミニズムの実践としての『女性国際戦犯法廷』—— 松井やよりさんと共に」『情況』2003 年 3 月号
- 16) 松井やより「女性国際戦犯法廷をなぜ開いたのか」『情況』2002 年 8・9 月号 pp. 58-59
- 17) 2000 年 4 月に、早稲田大学の国際会議場で、ドイツ・日本研究所 (Deutsches Institut für Japanstudien) 主催で開催された国際シンポジウム「歴史の政治学 —— フェミニスト研究者が戦争戦後を考え直す」。(“Contested Historiography—Feminist Perspectives on World war II”) の席上。
- 18) 「Noam Chomsky ノーム・チョムスキー」リトル・モア 2002 年 p. 94
- 19) 「破滅の 20 世紀 —— 対談 S・アレクシエビッチと徐京植」(NHK スペシャル 2000 年 9 月 4 日 放映番組より)。
- 20) 大越愛子「トランスナショナル・フェミニズムの実践としての『女性国際戦犯法廷』—— 松井やよりさんと共に」pp. 53-54
- 21) 三浦隆宏「全体主義以後の自由論 —— H・アーレントの「政治的な自由の概念」をめぐって」関西倫理学会 (02/11/17) 報告論文より
- 22) 同上。

23) 『アーレント政治思想集成』I pp.33-34, 矢野久美子訳。

補 足

なお、三浦論文に使われているアーレントのテキストは、以下の略号と、原書のページ数が付されている。
いずれも邦訳がある。

OT: The Origins of Totalitarianism (Harcourt Brace & Company, 1968).

『全体主義の起源』1.2.3 大久保和郎・大島通義・大島かおり訳 1972年。

HC: The Human Condition (The University of Chicago Press, 1998).

『人間の条件』志水速雄訳 ちくま学芸文庫 1994年。

BPF: Between Past and Future (Penguin Books, 1993).

『過去と未来の間』引田隆也・斉藤純一訳 みすず書房 1994年。

2003年2月28日 受理